

現在高知市内にお住まいの方が転出後も高知市保育施設の利用を希望する場合

(1) 申込ができる方

原則として居住する月の月末で退園になりますが、次表に該当する場合は継続して利用することができます。

施設種別	対象児童（申込要件）	対象年齢（クラス）
保育所	<p>転出先の市区町村の希望する保育施設に欠員がなく、利用できない場合 ※利用は最長で転出年度末迄となります。 ※欠員がなくても必ず転出先市区町村へ申し込んでください。</p>	0～5歳児
	<p>保護者の勤務地が高知市にあるとき、児童の居住する市区町村に所在する保育施設では送迎に無理が生じる場合</p> <p>勤務の都合により送迎ができない保護者に代わり高知市に居住する祖父母等が送迎を行うとき、児童の居住する市区町村に所在する保育所等では送迎に無理が生じる場合</p> <p>※欠員にかかわらず通園できる距離に保育施設がない場合に限ります。 ※児童が居住する市区町村の保育施設と、高知市の保育所との併願は受け付けません。 ※父母ともに就労している場合に限りです。 ※年度毎に利用選考（再選考）を行います。 ※「妊娠・出産」「育児休業」以外の事由になった場合は「退園」になります。</p>	
認定こども園 小規模保育施設 事業所内保育施設	<p>転出後も継続利用できます。 特別な申込要件はありません。</p>	

(2) 申込先

申込先は、**居住する市区町村の保育施設入所担当課**となります。

各市区町村の担当課から、高知市保育幼稚園課へ利用申込書類を送付していただく必要があります。

なお、高知市にも書類の提出が必要です。提出書類につきましては、(4) **利用申込書類**をご確認ください。

(3) 申込締切日

居住する市区町村の保育施設入所担当課にお申込みください。なお、利用希望月の前月 20 日迄に高知市保育幼稚園課に書類が届いている必要があります。郵送には時間がかかるため余裕をもってお申込みください。



(4) 利用申込書類

①居住する市区町村に提出する書類

必要書類	提出部数
保育施設利用申込書 ※居住する市区町村の様式を使用してください。	<u>お子さんごとに1部</u> ※きょうだいで申し込む場合は、申し込まれるお子さんの人数分必要です。
保育の必要性を証明する書類（就労証明書等） ※証明書は提出時から3か月前迄に証明されたものが必要です。 （例：7月に提出する場合、4月1日以降に証明されたもの） ※居住する市区町村の様式を使用してください。 ※詳しくは、居住する市区町村の申込冊子等でご確認ください。	<u>世帯で1部</u> ※上のお子さんの入所申込書に添付してください。
広域利用確認票 ※ 保育所を希望される方のみ 必要です。 ※高知市の様式となります。高知市ホームページからダウンロードしてください。	

②高知市に提出する書類

「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（兼変更届）」

※住所が変わり、認定を取り消す旨を記載してください。

(5) 利用決定

利用開始日は各月1日です。（月途中利用開始不可。）

転出先の市区町村から書類が届いた後、審査してからの回答となります。

利用の可否は、居住する市区町村から通知します。

